

様式第4号(第5条関係)

政務活動費収支報告書

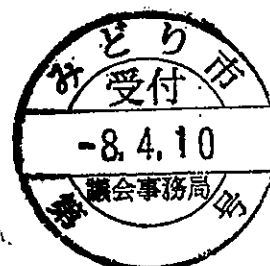
令和 8年 4月 10 日

みどり市議会議長
杉山 英行 様

みどり市議会議員 藤生 吉顕

令和7年度政務活動費収支報告書について

みどり市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、別紙のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和 7 年度政務活動費収支報告書

みどり市議会議員 藤生 吉顕

1 収 入

政務活動費 240,000 円

2 支 出 237,578 円

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費	74,626	令和 7 年 12 月 25 日～27 日 愛知県高浜市、半田市他視察
研修費	9,000	・両毛六市議員懇談会年会費：5,000 円 ・定期総会参加負担金：1,000 円 ・両毛六市議会議長会議員研修会負担金：2,000 円 ・両毛六市議員懇談会研修会出席者負担金：1,000 円
広報費		
広聴費	122,204	燃料費 95,963×30%＝28,789 円 携帯・固定電話料 295,886 円×30%＝88,765 円 電話でバス・路線バス回数券・タクシー代 15,500×30%＝4,650 円
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費	4,048	事務用品購入代
資料購入費	27,700	新聞購読料（桐生タイムス）
人件費		
事務所費		

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 2,422 円

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目一つにチェックを入れる	☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費
備 考 (按分率等)	令和7年12月25日(木)～27日(土) 愛知県高浜市、半田市他視察 1. 運賃及び宿泊費セット料金 67,450 円 2. レンタカー燃料代 7,623 円(2台分)÷10人=762 円 3. ホテル駐車場料金 3,000 円(2台分)×2日÷10人=600 円 4. 高速代 12,130 円÷10人=1,213 円 5. 視察先受講料 30,000 円÷10人=3,000 円 6. 視察先駐車場代 1,880 円÷10人=188 円 7. 視察先入館料 5,000 円÷10人=500 円 8. 視察先手土産代(送料含む) 9,130 円÷10人=913 円 合計 74,626 円
※ 領収書は別紙のとおり	

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙（白紙等）使用可。

領収証

(株) ワールドツーリスト

適格請求書発行事業者登録番号 T9070001017144

領収証管理番号

発行日

2025年12月11日

藤生 吉顕 様

このたびは、当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記金額、正に領収いたしました。

¥37,450*

ご旅行代金として

ご入金内訳

取引日	種別	相殺領収書管理番号	金額
2025/12/11	現金		37,450
	入金計		37,450

発行店舗

桐生店

〒376-0011

群馬県桐生市相生町1-124-1マーケットシティ桐生

TEL : 0277-55-5381

取扱担当者

※取扱担当者印の押印がないものは無効です。

領収証

(株) ワールドツーリスト

適格請求書発行事業者登録番号 T9070001017144

領収証管理番号

発行日

2025年12月04日

藤生 吉顕 様

このたびは、当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記金額、正に領収いたしました。

¥30,000*

ご旅行お申込金として

ご入金内訳

取引日	種別	相殺領収書管理番号	金額
2025/12/04	現金		30,000
	入金計		30,000

発行店舗

桐生店

〒376-0011

群馬県桐生市相生町1-124-1マーケットシティ桐生

TEL : 0277-55-5381

取扱担当者



※取扱担当者印の押印がないものは無効です。

貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書)

Rental Agreement

お客様控

株式会社トヨタレンタリース愛知

名古屋新幹線口店
名古屋市中村区椿町21-13

電話番号 052-452-0100

発行年月日: 令和 7年12月27日
貸渡N: 6107894

東 塩 野 央 弥 様

する車両>

シエン3レツ(22/8-) 燃料 ガソリン
名古屋 507わ4719

ス W1-K 車両クラス W1-K

内容>

予定貸渡	貸渡	メーター(Km)
12月27日12時00分	12月27日12時45分	389
12月25日11時15分	12月25日11時15分	191
2日 0時間45分	2日 1時間30分	198
その他	料金割引率 0%	
安心Wプラン	1	

乗車人数 0名

店舗名古屋新幹線 052-452-0100 返却府県県内

東 塩 野 央 弥 様

項 目	予定料金	精算料金 (税込)
基本料金	22,275	23,760
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(0%)	0	0
*	0	0
小 計	22,275	23,760
免責補償料	3,300	3,300
特別装備料	0	0
添付品料金	1,650	1,650
ワンウェイ料金	0	0
燃料代		2,359
引取配車料	0	0
	0	0
ご利用額	27,225	31,069
リース無償代車		0
N O C		0
免責実費料		0
お支払額	27,225	31,069
予 約 金	0	0
船 乗 車 券	27,225	27,225
当日預り金	0	0
預り金合計	27,225	27,225
マイル・ポイント利用	0	0
ご請求金額	0	3,844

株式会社 トヨタレンタリース愛知
登録番号: T3180001008955

今回ご利用額 3,844円
10%対象 3,844円 内消費税 349円

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター

0800-7000-111 無料

http://rent.toyota.co.jp

現金	3,844
ご請求金額	
支払内額	
残額	

領 収 書

領収書N: 0038976

令和 7年12月27日

野 央 弥 様

様

領収金額 3,844 円

(税抜金額 3,495 円)

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、扱者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

営業店舗 名古屋新幹線
住 所 名古屋市中村区椿町21-13
電話番号 052-452-0100

株式会社トヨタレンタリース愛知

本社 名古屋市昭和区

Receipt

現金・小切手 3,844 円
クレジット 0 円
交通系IC 0 円

収入印紙

扱者印

貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書)

Rental Agreement

お客様控

株式会社トヨタレンタリース愛知

名古屋新幹線口店
名古屋市中村区椿町21-13

電話番号052-452-0100

発行年月日: 令和 7年12月27日
貸渡No: 6107905

RA610R

(税込)

称 中 村 正 義 様
所

使用する車両>

シエン3L(22/8-) 燃料 ガソリン
名古屋 507わ4737

クラス W1-K 車両クラス W1-K

利用内容>

予定貸渡	貸渡	メーター(Km)
12月27日12時00分	12月27日12時47分	475
12月25日11時14分	12月25日11時14分	282
2日 0時間46分	2日 1時間33分	193

その他 料金割引率 0%

安心Wプラン 1

乗車人数 0名

店舗名古屋新幹線 052-452-0100 返却府県県内

名 中 村 正 義 様

項 目	予定料金	精算料金
基本料金	22,275	23,760
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(0%)	0	0
*	0	0
小 計	22,275	23,760
免責補償料	3,300	3,300
特別装備料	0	0
添付品料金	1,650	1,650
ワンウェイ料金	0	0
燃料代		2,294
引取配車料	0	0
	0	0
ご利用額	27,225	31,004
リース無償代車		0
N O C		0
免責実費料		0
お支払額	27,225	31,004

予約金	0	0
船乗車券	27,225	27,225
当日預り金	0	0
預り金合計	27,225	27,225
マイル・ポイント利用	0	0
ご請求金額	0	3,779

株式会社 トヨタレンタリース愛知

登録番号: T3180001008955

今回ご利用額 3,779円
10%対象 3,779円 内消費税 343円

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター

0800-7000-111 無料

http://rent.toyota.co.jp

現金	3,779
この支払内額	
請求金額	
誤	

領 収 書

領収書No. 0038977

令和 7年12月27日

中 村 正 義 様

様

Receipt

領収金額 3,779 円

(税抜金額 3,436 円)

現金・小切手 3,779 円
クレジット 0 円
交通系IC 0 円

収入印紙

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、扱者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

営業店舗 名古屋新幹線

住 所 名古屋市中村区椿町21-

電話番号 052-452-0100

株式会社トヨタレンタリース愛知

扱者印

エス力駐車場
TEL 452-1185
管理室

領収証

入車日時 2025年12月25日 17時34分
精算日時 2025年12月26日 08時44分
No.23-002062 券No.11-434004

駐車料金 (割引) 7000円

割引 (割引) 1枚
5500円

料金計 1,500円

投入現金 2,000円
釣銭額 500円

全て消費税10%適用対象
登録番号: T5180001029594
株式会社エス力

エス力駐車場
TEL 452-1185
管理室

領収証

入車日時 2025年12月25日 17時40分
精算日時 2025年12月26日 08時44分
No.23-002063 券No.11-434012

駐車料金 (割引) 7000円

割引 (割引) 1枚
5500円

料金計 1,500円

投入現金 1,500円
釣銭額 0円

全て消費税10%適用対象
登録番号: T5180001029594
株式会社エス力

エス力駐車場
TEL 452-1185
管理室

領収証

入車日時 2025年12月26日 17時05分
精算日時 2025年12月27日 08時55分
No.23-002074 券No.11-434957

駐車料金 (割引) 7000円

割引 (割引) 1枚
5500円

料金計 1,500円

投入現金 2,000円
釣銭額 500円

全て消費税10%適用対象
登録番号: T5180001029594
株式会社エス力

エス力駐車場
TEL 452-1185
管理室

領収証

入車日時 2025年12月26日 15時34分
精算日時 2025年12月27日 08時55分
No.23-002075 券No.11-434829

駐車料金 (割引) 7000円

割引 (割引) 1枚
5500円

料金計 1,500円

投入現金 1,500円
釣銭額 0円

全て消費税10%適用対象
登録番号: T5180001029594
株式会社エス力

ご利用ありがとうございます。

利用証明書 ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 大高
TEL 0562-47-1530

25年12月25日 車種 普通

通行料金 ¥310-
現金 ¥310-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知道路コンセッション株式会社 (ARC)

愛知県半田市彦洲町3-100

取扱番号215-01111628-04472

ご利用ありがとうございます。

利用証明書 ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 大高
TEL 0562-47-1530

25年12月25日 車種 普通

通行料金 ¥310-
現金 ¥310-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知道路コンセッション株式会社 (ARC)

愛知県半田市彦洲町3-100

取扱番号215-01101628-04472

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書

料金所 星崎 車線06
25年12月25日16時37分

普通

通行料金 ¥1,300-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)

登録番号: T2180005003474

----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

●この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。

●名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。

●通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。

●紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書

料金所 名駅 車線01
25年12月25日11時41分

普通

通行料金 ¥910-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)

登録番号: T2180005003474

----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

●この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書

料金所 星崎 車線06
25年12月25日16時36分

普通

通行料金 ¥1,300-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)

登録番号: T2180005003474

----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

●この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。

●名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。

●通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。

●紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



----- (切り離し無効) -----

お問い合わせ 名古屋高速お客様センター

受付時間/

9:00~19:00 (年末年始除く)

TEL (052) 919-3200

213-6507-0027

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書

料金所 名駅 車線01
25年12月25日11時40分

普通

通行料金 ¥910-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)

ご利用ありがとうございます。

利用証明書 ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 大高

TEL 0562-47-1530

25年12月26日 車種 普通

通行料金 ¥730-

現金 ¥730-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知道路コンセッション株式会社 (ARC)

愛知県半田市彦洲町3-100

取扱番号214-00621401-04481

ご利用ありがとうございます。

利用証明書 ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 大高

TEL 0562-47-1530

25年12月26日 車種 普通

通行料金 ¥730-

現金 ¥730-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知道路コンセッション株式会社 (ARC)

愛知県半田市彦洲町3-100

取扱番号215-00151400-04481

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書

料金所 星崎 車線06

25年12月26日 14時06分

普通

通行料金 ¥1,300-

現金

(通行料金は消費税10%対象です。)

登録番号: T2180005003474

----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

●この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。

●名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。

●通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。

●紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



----- (切り離し無効) -----

お問い合わせ 名古屋高速お客様センター

受付時間/

9:00~19:00 (年末年始除く)

TEL (052) 919-3200

213-6605-0009

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書

料金所 星崎 車線07

25年12月26日 14時05分

普通

通行料金 ¥1,300-

現金

(通行料金は消費税10%対象です。)

登録番号: T2180005003474

----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

●この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。

●名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。

●通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。

●紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



----- (切り離し無効) -----

お問い合わせ 名古屋高速お客様センター

受付時間/

9:00~19:00 (年末年始除く)

TEL (052) 919-3200

213-7205-0002

ご利用ありがとうございます。

利用証明書 ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 半田中央

TEL 0569-27-6689

25年12月26日 車種 普通

通行料金 ¥420-

現金 ¥420-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知道路コンセッション株式会社 (ARC)

愛知県半田市彦洲町3-100

取扱番号205-00670941-04469

ご利用ありがとうございます。

利用証明書 ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 半田

TEL 0569-21-2651

25年12月26日 車種 普通

通行料金 ¥470-

現金 ¥470-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知道路コンセッション株式会社 (ARC)

愛知県半田市彦洲町3-100

取扱番号205-00080940-04469

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書
料金所 名 駅 車線 01
25年12月26日 9時06分

普通

通行料金 ¥910-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)

登録番号: T2180005003474

----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

●この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。

●名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。

●通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。

●紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



----- (切り離し無効) -----

お問い合わせ 名古屋高速お客様センター
受付時間/

9:00~19:00 (年末年始除く)

TEL (052) 919-3200

104-1323-0014

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書
料金所 名 駅 車線 01
25年12月26日 9時05分

普通

通行料金 ¥910-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)

登録番号: T2180005003474

----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

●この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。

●名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。

●通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。

●紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



----- (切り離し無効) -----

お問い合わせ 名古屋高速お客様センター
受付時間/

9:00~19:00 (年末年始除く)

TEL (052) 919-3200

104-1323-0013

名城公園正門前駐車場
名古屋市

登録番号: T3000020231002
名古屋市みどりの協会
名古屋城振興協会グループ

2025-12-27 10:40
023656

駐車料金 540 ¥540

対象計 1点
内税 10.0% ¥540
現金 ¥49
¥540

名城公園正門前駐車場
名古屋市

登録番号: T3000020231002
名古屋市みどりの協会
名古屋城振興協会グループ

2025-12-27 10:41
023657

駐車料金 ¥540

対象計 1点
内税 10.0% ¥540
現金 ¥49
¥540

領収書

2025年12月26日

名古屋市議会
議長 古田島和茂

殿

¥3,000-

シオ会費	1	視察費	3,000
除料		入会金	
用料			
コグラム			

の金額、正に領収致しました

(※) お客様名・金額・領収月日を訂正したもの、社印・取扱者印のないもの、複写記入でないものは無効です。

消費税	
消費税	
消費税	



non profit o
Socio NARAWA

特定非営利活動法人ソシオ

登録番号 T3180005012441

〒475-092
TEL (0569)

収入印紙
5万円未満
非課税

取扱者印



領収書

事業者名: エムエス椿町パーキング
登録番号: T9140000100000

ご利用車室 No.036

入庫日時 2025/12/26 15:19
精算日時 2025/12/26 17:01
ご利用額 800円
現金受入額 1000円
お釣り 200円

領収額 800円
(適用税率 10%)

但し 駐車場ご利用代金として

エムエス椿町パーキング

No.00-2518-251226-008E

No. 28		領 収 書	
納 入 者	みどり市議会 様		
金 額	千	百	拾 万 千 百 拾 円
			75000-
①%対象		5000 円/うち消費税 454 円	
ただし、	名古屋城観覧料		
	@ 500 円	10 人	@ 2,000 円 人
	@ 円	人	@ 円 人
令和 7 年 12 月 27 日 領収済			
(出納員氏名印)	名古屋城サービス共同事業体 現金出納員 名古屋城振興協会		

領 収 証

みどり市議会 元和クラブ代表 様
吉田島和茂

No. _____

★

¥ 9,130.-

内 訳

現金

小切手

手 形

但

作中代

7 年 12 月 18 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

和菓子処 文屋大塚

代表 大塚 隆

〒379-2313 群馬県みどり市笠懸町鹿255

TEL 0277-76-3960

(様式1)

研修・視察報告書

令和8年 3月 26日

みどり市議会議員

杉山 英行 様

みどり市議会議員

藤生吉顕

下記のとおり研修・視察が終了したので報告します。

期間	令和 7 年 1 2 月 2 5 日 (木) ～ 2 7 日 (土)
研修・視察先 及び所在地	令和 7 年 1 2 月 2 5 日 (木) 愛知県高浜市 高浜市役所 令和 7 年 1 2 月 2 6 日 (金) 愛知県半田市 半田市岩成地区総合型地域スポーツクラブ
参加者氏名	宮崎武、古田島和茂、柴崎訓佳、須永信雄、須藤日米代、深澤輝彦、 中村正義、松井篤、藤生吉顕、塩野央弥
目的	1. 愛知県高浜市 新庁舎建設において、民間企業の建物をリース契約として、時代 の変化を反映させ、次のリース期間には庁舎機能や設置形態の変 化を反映させることができる庁舎を持たない新たな先進地事例か ら今後のみどり市における新庁舎建設の参考として学ぶ。 2. 愛知県半田市 中学校の部活地域移行について、体育館の指定管理を受け管理運 営を担う「NPO 法人ソシオ岩成スポーツクラブ」を視察し、行政・ 学校・民間団体が連携し、教育、体力向上、環境整備等部活動の先 進的な取組について学ぶ。
概要	別紙のとおり
成果・所感	1. 愛知県高浜市 高浜市役所 実際に建物を見学させてもらったが、市庁舎としてのステータス を求めず、事業局から新たな市庁舎のあり方の提案を受け 付け、市の財政負担の軽減と平準化を図っている。 また、現行の庁舎機能に加え、市民の多目的利用を図り、 余剰室は、他の公共施設の集約化やまちづくりに



貢献する収益機能によって活用されている。

市民が集まるいはい広広場と市役所前広場の環境は市民と市役所の距離を縮めるものであり、活気のある市役所であると感じました。

財政面、維持管理、運営業務なども事業者が受け持つ事で職員は業務に専念出来ると思いました。

そして、市制施行50周年記念だった年には、高浜市では、夕方にやはり暗くになると市役所建物の外壁に50周年記念のシンボルマークを毎日投影し、通る車や付近へ先く市民にPRし、市内のムード作りを行なったという事で大変参考になりました。

2. 愛知県半田市 NPO法人岩成スポーツクラブ

「教員の働き方改革」による部活動の地域移行について、指導者の確保や土日、祝日の対応等の課題については、民間団体の指定管理によって解決に結びついていく先進地として学んだ。中学生活の現状は、夕刻からの部活動、帰宅、その後物動としての夜遅くまで塾通いと多くの生徒が夕食や家族との団らんに十分な時間を充てられていないのが現状である。そこで、民間団体への指定管理により、学校外の主体が放課後直に行える多様なスポーツ、文化、学習支援活動などを提供するワンストップ事業を展開することで19時過ぎにゆとりある家庭生活の実現を目指す取り組みを学び、大変参考になりました。NPO法人として、資金面での計画性や、指導者や参加者を組織しつつ、安定運営にいく手法も大いに勉強になった。

※「目的」「概要」「成果・所感」は別途書式に替えることができる。

※「成果・所感」は、参加者全員が記入する。

令和7年度会派行政視察研修についてご報告いたします。

視察調査期日は、令和7年12月25日から27日まで。調査団は、公明クラブ1名、新政クラブ3名、広和クラブ6名で愛知県高浜市、同県半田市にて調査を行った。

◎一日目 令和7年12月25日(月) 午後2時00～3時30分

高浜市役所会議室

1. 高浜市役所本庁整備事業～リソース方式による合理的な公共施設機能の実現～

(1)高浜市の概要

市長：杉浦康彦(ささき としお)

議長：神谷 直子(かみや なおこ)、副議長：長谷川 広昌(はせがわ ひろまさ)

議長報酬：450,000円、副議長報酬：387,000円、議員報酬：361,000円

議員定数：14人

人口：48,940人(R7.10/1現在)、世帯：21,771世帯

年少人口比率：6.68(13.65%)

生産年齢人口比率：32.63(66.68%)、高齢者人口比率：9.626人(19.67%)

職員数：約280人

面積：13.11㎡

財政力指数1.01 経常収支比率97.6 公債費負担比率7.5

(令和5年度高浜市財政状況資料集)

(2)高浜市の地形及び主な産業

高浜市は、日本のほぼ中央にある愛知県三河平野の南西部に位置している。中央地方の中心都市である名古屋から南東へ25kmのところにあつて、東は安城市、西は衣浦港をへだてて半田市、南は碧南市、北は刈谷市に接している。東西4.2km南北5.5km面積は13.11km²で、地質については、洪積地と沖積地に分けられるが、大部分は洪積地となっており、比較的新しい第4紀層新世代の発達したもので、標高5mの洪積台地と河川流域及び海岸一帯の沖積層の標高2mの低地よりなり、海岸線は延長5.4kmにおよび衣浦大橋によって知多半島と結ばれている。

市域の大部分が平坦で面積が限られていることから、将来の社会経済の動向や、人口の増加を予測したうえでの住居用地、商業用地、工業用地などを理想的な形に配置した市街地づくりを進めている。人口は、愛知県の市の中では、弥富市、新城市に次いで少ない

(3)高浜市役所本庁整備事業の取り組み

・庁舎整備における20年間の負担額の上限を約33億円と定めた。これは、旧本庁舎が築

後35年経過し、耐震補強をしても耐用年数は20年と想定され、大規模改修とその後の維持管理費、解体撤去費の合計が約33億円であり、それを下回る総額という枠を設定した。つまり、20年間に毎年約1億7千万円という金額で支出額を平準化させることになり、財政計画上の固定経費として確定させることができた。

・庁舎整備額の上限を決めたことにより、面積拡大に歯止めをかけた。多くの自治体では、庁舎の設計段階で、各部署、職員からスペース増の要求が出され、その積み上げ作業の中で、2、3割の面積増となる傾向にある。この傾向は、自分のスペースは十分に確保したい要求から、現状より削減するという発想にはならないという、人間心理の積み重ねに要因がある。したがって、整備費の上限を確定する根拠が十分でないこと、歯止めをかけることは非常に難しい。

・リース契約によって、「終期」が設定されるので、その期間における時代の変化を反映させて、次のリース期間には庁舎機能や設置形態の変化を反映させることができる。

1. 本庁舎整備事業の背景・経緯

1) 旧庁舎の老朽化

建設時期：昭和52年2月28日竣工。基本方針策定時(平成26年)において、建設後約35年が経過。老朽化に対する改修は未実施。耐震化が未実施のため、災害時の防災拠点としての機能の確保、業務の継続ができない。⇒耐震化・老朽化対策が急務

・H15年度 耐震診断実施 IS値 東西方向0.39 南北方向0.4

・H21年度 庁舎耐震改修及び劣化改修計画 (基本設計)

・H22年度 高浜市庁舎耐震改修等整備再検討

・H24年度 公共施設あり方検討委員会提言 (庁舎整備)

・H25年度 庁舎のあり方検討

・H26.1 基本方針策定・公表「新しい地域活動拠点の形成を目指して」

・H26.8 高浜市役所本庁舎整備事業要求水準書公表

・H27.1 事業者選定

2) 本庁舎整備事業のポイント(基本方針)

① 整備コストや将来の維持管理コストの低減

② 整備費用を削減し、その財源を老朽化が著しい高浜小学校建替え整備に振り向ける

③ 行政を取り巻く環境変化への対応等のため、保有形態の見直しによる賃借やリース等も視野に入れた民間事業者のノウハウ・能力等を最大限活用した新たな事業方式による提案を募集

3) 提案を求める施設条件(実施方針)

① ユニバーサルデザインの理念を取り入れること

② 一定の防災性能を有すること

【新築の場合】構造体の重要度係数は1.25、72時間程度の自家発電設備等

③ 市庁舎機能、多目的活用ゾーンを必須機能、多目的活用ゾーンと執務ゾーンのセキ
ュリティ確保

④ 事業用地 原則事業者で用意(20年間等)

4) 本庁舎整備事業の基本的な考え方(要求水準)

① 市庁舎としてのステータスは求めず、事業者による新たな市庁舎のあり方の提案を
受け付ける。

② 市は事業者から賃借等で20年間庁舎として使用し、市の財政負担の軽減と平準化
を図る。

③ 現行の庁舎機能を加えて、市民の多目的利用を図る

④ 他の公共施設の集約化、まちづくりに貢献する収益機能により余剰容積を活用する
⑤ 市役所本庁舎といきいき広場の執務機能を再編し、新たなサービス提供システムを
構築する

5)20年間とした理由

●旧庁舎の耐用年数を60年とすると、残期間が約20年で建替えの時期が到来

●IT化の進展により、今後の行政事務のあり方、行政サービスの提供方法も変化するこ
とが想定され、現在のスペースが必ずしも必要とは限らず、ある程度の期間で見直す。

●建物内の設備は約20年で更新が必要

2. 本庁舎整備事業の概要

1)事業概要

●事業内容

- ・民間事業者から施設を賃借する
- ・事業者は、施設を活用した地域活動拠点機能の形成を目指す。
- ・事業者は、維持管理・運営業務等を実施する
- ・事業者は、旧庁舎の解体撤去、外構等の整備を行う

●事業期間

・供用開始から20年間

2)施設・立地の条件(実施方針・要求水準)

●施設及び立地の条件(いずれか)

- ①市内の既存民間施設の活用
- ②事業者にて用地を確保し施設を新築
- ③旧市庁舎敷地を使用して施設を新築

3)施設の条件

●施設機能

- ①市庁舎機能
- ②市庁舎の多目的活用ゾーン(議場の多目的利用)

③他の公共施設の複合化・合築

④収益機能の複合化・合築

⑤庁舎といきいき広場との連携

●面積

建物延床面積 約5,000㎡(旧庁舎)建物延床面積 約3,700㎡(旧庁舎7,700㎡)

4)議場(多目的ホール)の利用手続き

①議場(多目的ホール)の利用に関する要綱を制定し、市民のまちづくり活動に資するた
め、議場(多目的ホール)の利用について必要な事項を定める

②利用時間は、平日は午後6時から午後9時まで、休日は午前9時から午後9時まで、
ただし、議会開催期間や選挙事務に利用する日を除く

③利用できる者は、市内に在住、在勤、又は在学しているものとし、利用1時間につき
1,500円の利用料を納付

④これまでに2件の利用、「緊張感のある雰囲気味わうことができて楽しかった」「議
場を見る機会が少ないが議会をやっているようにいい経験になった」などの感想

5)事業費の条件(要求水準)

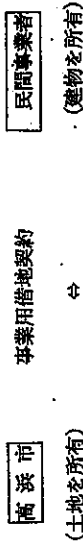
旧庁舎を耐震改修等して20年間利用した場合を想定

耐震改修費等 19億2,800万円
解体処分費 1億3,900万円
維持管理・運営費 12億5,700万円

合 計 33億2,400万円 ⇒この額を下回る金額の提案を求める

年平均 1億6,600万円

6)事業スキーム



- ・基本方針
- ・構想策定
- ・設計への意見
- ・業務の監督
- ・資金調達
- ・基本設計、実施設計
- ・設計業務
- ・建設、工事管理

- ・ 諸官庁手続
- ・ 維持管理、運営

7) 事業費

- 事業費 当初 30億7,734万円 (税別)
8%税込みでは33.2億円であり、募集時上限事業費と同額

● 内訳(税別)

施設整備費(設計費含む)	19億1,020万円
維持管理費(3年毎物価変動反映)	6億6,600万円
運営費(3年毎物価変動反映)	2億3,114万円
光熱水費(※)	2億3,000万円
解体費	4,000万円

※光熱水費は市が直接支払うことに変更契約(平成28年12月)

8) 事業費

事業完了後の施設の取り扱い

- 事業契約上、原則更地に引き返す
- いきいき広場(分庁舎機能)との利用を含め、行政事務の状況を踏まえて事業者と協議
例えば ・施設を継続して庁舎として使用
・他の機能へ転換

9) 市民の利便性

- こども未来部・教育委員会がいきいき広場に配置され、子育てに関する部署が1か所に集まり、相談等しやすい環境になった。
- 転出入の際には、本庁舎での手続きの後、児童手当の手続きや学校に関する相談等を行う場合には、いきいき広場に向く必要がある
- 休憩、市内循環バスの待合スペースなどに、チャレンジスペースが活用できる

10) 職員の利便性

- 2階は、執務スペースの間の通路にミーティングスペースを設けたことで、職員同士・市民・業者との打合わせが気軽にできる
- コンバクトな建物のため他部署との距離が近い
- OAフロアを置き置きタイプとして、レイアウト変更がしやすくなった
- 議会開会中の議場を有効活用できるようになった
- いきいき広場では、子どもからお年寄りまで、福祉・子育て・教育の観点から、連携しやすい
- 食堂や常設の売店が無く不便

11) 庁舎管理業務

- 庁舎の維持管理。運営は、維持管理業者が一括して実施 →
・各種契約事務や設備ごとに異なる業者との調整をする必要がなくなり、負担軽減
- ・トラブルや発生時も、建物管理の専門家である維持管理業者に一括して相談可能
- ・業者による建物の定期巡回により、日常の維持管理の品質が向上
- 個別の細かい事業については、実際に運用していく中で協議を行うこともある

○愛知県半田市の概要（二日目） 午前 10 時 0 分～11 時 30 分

愛知県半田市昭和町 3-8

NPO 法人ソシオ成岩スポーツクラブ会議室

市長：久世 孝宏（くぜ たかひろ）

副市長：山本 卓美（やまもと たかよし）

議長：石川 英之（いしかわ ひでゆき）

副議長：岩田 玲子（いわた れいこ）

議長報酬：547,000 円

副議長報酬：496,000 円

議員報酬：460,000 円

人口：115,321 人（男性 58,440 人、女性 56,881 人）（12/1 現在）

世帯：53,664 世帯

面積：47.42 k m²

職員定数：20 人

財政力指数 0.96 経常収支比率 83.4 公債費負担比率 4.6

（令和 5 年度高松市財政状況資料集）

※ 昭和 33 年には半田市議会が「原水爆実験禁止並びに核兵器持込み反対核非武装宣言」に関する決議を行い、日本で初めて非核を宣言した市となった。市制 55 周年の節目である平成 5 年には「非核・平和都市宣言」の決議を行った。

1. 地勢等

半田市は、名古屋市の南、中部国際空港の東にあり、知多半島の中央部東側に位置している。古くから開運業、醸造業などで栄え、知多地域の政治・経済・文化の中心都市として反転してきた。半田市の象徴は、「山車」「蔵」「赤レンガ」。山車祭りの歴史は古く、300 年余の歴史があり、その伝統や文化を現在に受け継いでいる。春に曳き廻される山車は、精緻を極めた彫刻、華麗な刺繍幕、精巧なくりくり人形などが備えられ、その壮観な姿は「はんだび」との誇りである。なかでも「龜崎潮干祭の山車行事」は、ユネスコ無形文化遺産に登録され、国の重要無形民俗文化財にも指定されている。また、5 年に一度、各地区の山車 31 輛が勢揃いする「はんだ山車まつり」は 55 万人もの観客が訪れる。

2. 半田市のあゆみ

江戸時代、半田は天然の良港「衣々浦」に面し、開運業が発達してきた。その発展に伴い醸造・織物・製塩などの産業が盛んでした。明治初期の現市域は、半田・岩清・乙川・龜崎・有藤・成岩の 6 村にわかれていたが、明治 9 年、半田・岩清両村が合併、同 22 年には町村

制が施行され、これを機に同年に半田・龜崎両村、翌 23 年には成岩村がそれぞれ町制を施行した。その後、龜崎町は、明治 39 年に乙川・有藤両村を合併した。このころ海に汽船、陸に汽車が登場し、千石船になつていった半田・龜崎両港の繁栄はうすれてきたが、半田町は知多郡の政治・経済・文化の中心地、龜崎町は伝統の漁業、岩成町は機業の中心として発展を続け、この 3 町は知多郡の中心として重きをなしてきた。昭和 12 年 10 月 1 日、半田・龜崎・岩成 3 町が合併し、県下 6 番目に「半田市」として発足した。市制施行当時の人口は 50,477 人であった。

市制施行間もなく、昭和 16 年 12 月には第 2 次世界大戦が勃発し、本市の伝統産業である紡績・醸造などのほとんどは軍需産業に転用された。さらに、昭和 19 年 12 月の東南海地震、20 年 1 月の三河地震、同年 7 月の 2 度の空襲で大きな被害をこうむった。しかしながら、市民の尊い汗によって市街地が復興され産業も立ち直った。昭和 31 年 1 月、知多と三河を結ぶ衣浦大橋が完成、翌 32 年 5 月、衣浦港が重要港湾に指定され、当地方の発展の基盤である衣浦港整備計画が軌道に乗った。また、農業はもとより工業・家庭生活にも利用されている愛知用水が 36 年 10 月に通水した。この間に 2 度の大きな災害にみまわれた。昭和 28 年 9 月、13 号台風で死傷者 45 人を出し、34 年 9 月、伊勢湾台震では死者 292 人、全壊流出家屋 909 戸、被害総額 103 億 4,000 万円という空前の被害を受けた。しかし、惨状の中からも市民は力強く立ち上がり、従前に増す発展を遂げた。

知多半島を縦断する知多半島道路は、47 年 3 月に全線開通し、南知多道路（45 年 3 月）と結ばれた。衣浦港では、港の心臓部である中央ふ頭での大型船の公共バースが建設された。貨物輸送を主とする衣浦臨海鉄道半田線は 50 年 11 月に完成した。さらに西三河との交流一体化を目指して衣浦海底トンネル（服衣浦トンネル）が 48 年 8 月に完成した。こうして、衣浦港は名古屋港の副次港として、商港機能を展開してきている。また、平成 17 年には、西に隣接する岩清水市に中部国際セントレアが開港し、同時に、当空港へアクセスするためのセントレアライン（知多横断道路・中部国際空港連絡道路）も整備されるなど、陸・海・空全ての交通アクセスに優れたまちとして発展を遂げている。

○半田市の取り組み内容

☆半田市総合型地域スポーツクラブ

平成 6 年、半田中学校長会は半田市小中学校部活動後援委員会を発足させ、学校週 5 日制実施時の学校部活動の在り方について研究し、平成 11 年 3 月に学校週 5 日制の趣旨を踏まえ、部活動は土日祝日には実施しないことを答申した。半田市はこの答申を踏まえ、平成 14 年 3 月、原則部活動は土日祝日には行わず、中学生がスポーツをする場合は地域のスポーツクラブで活動することを内容とする半田市スポーツ振興計画を策定し、全国のスポーツクラブで活動することを内容とする半田市スポーツ振興計画を策定し、全国に先駆けて学校部活動の地域移行を実施したが、次のような問題・課題が発生した。

・地域指導者の確保が難しく、教員が土日祝日も指導しており実態が変わらない。

・会費のみを財源とするスポーツクラブは、教員の謝金の支払いが困難

・試合が土日祝日に行われるため、土日祝日に中学校の部活として試合に参加することが多い。

・土日祝日の活動にスポーツクラブの会費を払わなければならない、教員、保護者の理解を得るのが困難。

半田市では、これらの課題や原因を整理し、課題解決を図るための方向性を検討し、平成24年4月、中学校部活動について「これまで、原則的に土曜日、日曜日の学校部活動は行わないこととしてきたが、祝日も含め、学校長の判断によって部活動として実施することができることとする」運用を改正した。

今後、休日の中学校部活動が段階的に地域移行することが予想されるため、行政・学校・総合型スポーツクラブが連携を図り、中学生の体力維持・向上やニーズに応じた活動ができる環境整備に努めるとともに、半田市と包括連携協定を締結している日本福祉大学と連携し、永続的な活動のための研究を進めていくとのこと。

☆NPO法人ソシオ成岩スポーツクラブ

経済産業省「未来の教室」実証事業

総合型地域スポーツクラブから「未来のプラカッ」へ

～部活動の地域移行がもたらす「新しい放課後」の検討～

「教員の働き方改革」は、中学校の望ましい生活改革につながらなければならない！

ソシオ成岩スポーツクラブは、学校と地域が連携し小中学生のスポーツ活動を総合的に支える事業体として1996年に設立され、2002年に法人化された。2003年12月、地域の要望により、中学校体育館の建て替えに際し、学校と地域との共同利用を前提としたクラブハウス(社会体育施設)を半田市が整備し、管理運営はソシオ成岩スポーツクラブが受託している。成岩中学校の敷地内にあり、学校地域共同利用施設という位置づけであり、中学校の体育館としての機能と、地域スポーツクラブのクラブハウスとしての機能が一体となっており、学校の施設を地域のクラブが管理し、部活動のサポートも行うという先進的な取り組みを行っている。

ソシオ成岩スポーツクラブでは、幼児から中学校までの14競技を実施しており、アスリートによる質の高いプログラムを行う等多様なニーズに応えている。地域住民の13%にあたる約2,900名の協賛会員が財政基盤となっており、53名のボランティアアシスタントが毎

週末子どもたちの活動のサポートに当たっている。

今後は、総合型地域スポーツクラブが事業実施主体となり、地域・学校・行政と連携しつつ、多世代にわたる住民スポーツサービスの充実、発展を図り、学校施設を拠点とするコミュニティスクール・クラブを目指していくこととしている。

1. 目指す地域移行の姿

■中学生の生活改革をもたらす「新しい放課後」という選択肢の提供

「教員の働き方改革は、中学校の望ましい生活改革に繋がらなければならないはず」

○実現したい生活スタイル

・学校外の主体が放課後直行できる多様なスポーツ・文化・学習支援活動などを提供する
ワンストップ事業を展開することで、中学校にとっての「サードプレイス」として「新しい放課後」を創造し、19時過ぎにはゆとりのある家庭生活「フアーストプレイス」の実現を可能とする魅力ある「クラブライフ」の創出を目指す。

○中学生の現状

・現代の中学生は、夕刻まで部活動、帰宅、その後移動しての夜遅くまでの通塾と非常にタイトな生活を強いられ、多くの生徒が夕食や家族との団らんに必要な時間を充てることがままならない。そのため、時間に追われる生活の中で慢性的に疲労感を抱える中学生が多い。

■中学生の「新しい放課後」を実現する「総合型コミュニティ・スクールクラブ」
将来的にゴールとする姿

- ① 放課後及び休日に公立学校施設等を拠点として活用し、地域の小中学生がスポーツ、文化、学習など多様な活動を選択して参加できる環境がある街。
- ② 事業主体として「①の環境を安定的に提供するクラブ」の経営を市民がソシオとして持続的に支える街。

2. 実証課題とそのポイント

■「新しい放課後ビジョン」をめぐる課題

休日の地域移行のその先を展望し「新しい放課後」を創出するべく「放課後プログラム」を試し、以下の課題を実証した。

1. 放課後プログラムの企画・試行：放課後プログラム(試行)により中学生の生活改革の可能性はあるか。
 - ・ソシオ成岩 SC が、学校施設等を、ワンストップで提供する放課後プログラムの試行
 - ・試行プログラム参加者への質問紙調査やインタビューから、参加中学生の放課後生活スタイルの変化について検証

2. 学校施設開放の法的バリア

- ・地域スポーツクラブなど民間事業者が公立学校施設を利用する際の懸念点や課題について検証する
 - ・公立学校の民間開放や運営管理の柔軟化、規制緩和の方策を探る
- ## 3. 学校管理下の範囲(責任の所在)
- ・学校が指導する放課後の直帰義務の解消や、生徒主体の時間確保のための対策について検討する
 - ・生徒の登下校やその途中の安全管理責任の所在を、現行法令や制度から明確にし、対応方法を検討する

4. 経済格差への対応

- ・「経済格差」による「機会の格差(特に学習機会の格差は深刻)」是正措置を検討する
- ・現行支援策の検証と、地域移行に向けた新たな施策の検討や実現性を検証する

■各ステークホルダーの役割

- ・事業者(ソシオ成岩 SC) : 関係機関と協議・調整を行い、児童・生徒の放課後時間を最大限に活用できるよう「学校施設の使用要件の緩和」「生徒の放課後の安全管理責任の明確化(責任の所在)」「生徒の自主性や主体性、選択性が担保されるようなプログラムの提供・管理」「経済格差への対応」など、事業提供者として取り組む「総合型コミュニティ・スクールクラブ」の確立を目指す。

・自治体(半田市) :

今後の「部活動地域移行」の大筋方針を明確にし、具現化するためのガイドラインを策定して周知を図る。公立学校施設(公共施設)の民間運営管理や利用の柔軟化や条件緩和、プログラム実施にあたっての公的財源の確保や現行予算の移行措置など、本施策が定着、安定運用できるよう、主管庁への上申などを通じ、法令・手続き・事例創出などの整備に務める。

・中学校(成岩) :

同校としての「部活動」及び「放課後の活動の在り方」について見直しを進める。現在(2022年度)は、校内に検討委員会を設置して検討・協議する。「活動日の縮減」「最終下校時刻の繰り上げ」などを進め、生徒の自主的・自発的な活動を促し、自身でマネジメントできる生徒の育成を目指す。将来的には、土日のみならず平日の活動も含め、地域クラブに移行することを目指す。

・生徒・保護者 :

社会や地域、学校の変化に伴い、生徒自身の主体的な選択や行動に基づく、放課後の在り方やその機会創出をめざして適当な受益者負担のもとに合理的に選択する。個々の生徒のライフスタイルの確立や生活時間の確保や運用を、日帯の自身や家族との時間の充実を図る。

・民間企業・団体 :

「部活動地域移行」について理解・賛同し、地域クラブや中学校、自治体などと連携・協働し、社員の副業や兼業、ボランティア活動などを通じて地域活動を促し、可能な限りの経済支援や施設提供などを図るとともに、地域クラブの事業展開やコンテンツの提供など積極的な関与をめざす(地元企業による若年層の育成や地域貢献の積極的な推進を図る)。

・その他 :

「部活動地域移行」を契機として、生徒のみならず、教育、保護者、学校、行政、企業、地域住民などが、自身の生活や働き方、余暇を見直し、社会教育活動の充実に貢献する。青少年の健全育成に努める保護司会などは社会を明るくする運動が持つ理念に則り「新しい放課後」の意義の啓発や事業への連携を検討する。

3. 実施内容とその成果

「放課後プログラム」の実証事業として、2つのスクール事業を実施した。

保護者の同意を得ることで校長承認のもと岩成中学校から直行での参加を可能とした。

○放課後プログラム実施概要 : ①トワイライトスクール

開催 : 2022年12月1日(木)から開講、全107コマ実施

日時 : 平日(月～金)17:00～17:50、18:00～18:50

定員 : 各コマ6名程度(先着順)

場所 : クラブハウス3階ソシオテラス

教科 : 英語・数学

教材 : 嵯峨南進学研究考提供問題集

Web学習システム「デキタス」

講師 : 「ソシオ岩成岩動スタタツ」

参加費 : 実人数35名(のべ60名/週)

○放課後プログラム実施概要 : ②スポーツスクール

開催 : 2023年1月16日(月)から開講、全22回実施

日時 : 17:00～18:00

【バスケットボール】第2・4火曜日、第1・3木曜日 全6回

【バレーボール】月曜日 全6回

【短式テニス】火曜日 全10回

定員：男女各10名程度(先着順)

場所：クラブハウスマインアリーナ・スカイアリーナ

講師：(ソシオ岩成常勤スタッフ)

・バスケットボール 元WJBL JBAB数コーチ

・バレーボール Vリーダ JSPO バレーボールコーチ1

(ソシオ岩成常勤スタッフ)

・短式テニス 大学テニス部主将

参加実績：実人数17名(バスケット8名、バレー7名、テニス2名)

■トワイライトスクール参加による生活時間の使い方の変化に関するアンケート調査

・トワイライトスクール参加生徒20名のスクール参加日と非参加者(ソシオ会員)6名通

塾日の16時以降の過ごし方比較

・トワイライトスクール参加生徒は、勉強のピーク時間が相対的に早いため、19時以降の過ごし方にゆとりと多様性がある

○放課後プログラムの企画・試行

・学校から直行できるワンストップ型のプログラムの実施により、中学生の生活にゆとりや多様性が生まれる可能性が示された。

・ワンストップ型のメリットを最大化するには、最終下校時刻とプログラム開始時間の調整、プログラムのメリットで使用する用具の携帯許可など学校・保護者・事業者間の協議、調整が不可欠である。また、責任体制、ガバナンスの確立が必須である。

・地域クラブ等の活動内容が、単なる従来の部活動の押し替えでは、中学生の潜在的なニーズには応えられない。

1. 学校施設開放の法的バリア

・地域クラブ等中学生の社会的活動を推進するためには、営利団体を含む多様な主体が行政財産である学校施設を活用できるよう規制の緩和と自治体行政のマイノリティ化が必要である。

・学校施設の営利事業への使用制限等は教育委員会規則の規定による。営利性の判断の実質は裁量的な面がある。

・国には関連法規の解釈に関する通知文の発出など、自治体での規制緩和が促進されるような働きかけが求められる。

2. 学校管理下の範囲(責任の所在)

・学校施設で行われた活動でも、校舎の管理下にある学校教育活動でなければ、災害共済給付金制度は適用されない。つまり、制度が適用されるかは、活動場所の

問題ではなく、活動主体が問題である。

・学校教育活動に接続して地域クラブ等がなされる場合は、明確に線引きをし、自治体・学校・保護者・事業者が共通理解のうえで、責任の所在を明確にし、リスクマネジメントすることが特に重要である。

3. 経済格差への対応(所得格差による機会不均等解消や活動支援策の検討)

・地域クラブ等においては、クラブへの社会的信頼の醸成という観点からも共助・共済制度の確立に努めることが肝要。中学生年代対象の子育て支援施設、子どもの社会での学び推進という観点から国レベルの支援策が期待される。

・支援策としては、これまでの学校部活動につかわれていた財源(特設業務手当等)も活用し、事業者に質的向上を促す制度(バウチャー制度など)の整備が求められる。また、コロナ禍の施策により自治体によるノウハウがある。

○実証事業全体を通して

・今年度は、事業の契約締結時期が10月半ばとなり、十分な実証期間が確保できなかった。次年度も実証を継続して、部活動の地域移行がもたらす中学生の生活変化の可能性と、その意義について検証していきたい。

・「教員の働き方改革」という観点から地域移行を進める際に、これまでの部活動に準ずる活動を学校外主体がそのまま担うことにとどまるのであれば、生徒の志向には必ずしも沿えないばかりか、教年後には、従来の部活動体制に戻そうとする声が保護者や一部教員からあらがることがなるのではないかと危惧される。

・ソシオ成岩としては、「地域×スポーツ×クラブ産業研究会」最終報告書の考える、「地域移行の、その先」にある「未来のブカツ」の姿を引き続き追及していきたい。

■目指す姿に向けたロードマップ

2023(R5)年度 2024(R6)年度 2025(R7)年度 2026(R8)年度
・事業者 ・「新しい放課後」プログラムの試行の拡大 ・「総合型コミュニティ・ソシオ成岩 SC」近隣校区への活動協力の検討 ・「スクールクラブ」としての本業展開。
・学校施設の民間事業者利用への規制緩和

や、部活移行を見据えた恒久的な経済支援・自治体、学校、企業、学習について関係機関に働きかけ。

・多様なステークホルダーと連携拡大(「放課後プログラム」の試行範囲から本格展開へ)
・全国への発信・普及
・アドバイザリー事業

・自治体 ・部活動地域移行へ向けたガイドライン検討 ・中学校体育連盟の改革(愛知県・半田市) ・学校施設使用に関する規則等の見直し 始動、中学校総体参加

・地域移行について市民への啓発

への門戸開放(県)

- ・教員への継続的な意識改革研修の実施
- ・半田市新ガイドラインの運用開始(9月)
- ・土曜日、日曜日の部活動休止(9月)

・学校
(成岩中)

・下校時刻の繰り上げ(17時30分～17時に)

・保護者への部活動地域移行についての説明

・「放課後プログラム」の推進に係る連携・協力・調整の継続的な実施

・企業人材の調整・業種による促進方策研究

・大学との協働によるプログラムやサービスの創造

・保護司会など法務省更生保護関係団体との明るい社会づくりの理念に基づく協働の研究

・協力企業
協力大学
保護司会

クラブ設立の経緯	1
ソシオ成岩スポーツクラブの現況	8
ソシオ成岩スポーツクラブのしくみと事業	16
地域のアセットとしてのクラブハウス	24
クラブハウス経営の基本方針	30
クラブハウスの特徴	33
経験値と可能性	35

NPO法人ソシオ成岩スポーツクラブ概要 2025

non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

クラブ設立の経緯

- 1 1994年、成岩地区少年を守る会が「成岩スポーツタウン構想」を提唱。学校週5日制を視野に、学校と地域が連携し、小中学生のスポーツ活動を総合的に支える事業体として1996年にクラブを設立。
- 2 学校は週末の部活動を休止し、クラブが土日の活動を希望する子どもたちの受け皿となった。
- 3 2002年法人化、2003年12月クラブハウスの完成⇒(当時:管理運営受託)

設立当時のクラブハウス(成岩中学校の空き教室)



non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

趣意書『成岩スポーツタウン』構想

趣意書

【成岩スポーツタウン(Sport Town HARAWA)】構想

成岩スポーツタウン構想の目的は、成岩地区のスポーツ振興と、地域の活性化を図ることにある。成岩地区は、自然豊かな環境に恵まれ、スポーツの発展に大きな可能性を秘めている。しかし、現状では、スポーツの振興に十分な施設や人材が不足しており、地域の活性化も進んでいない。本趣意書では、成岩地区にスポーツタウンを創出することにより、スポーツの振興と地域の活性化を同時に実現することを目的とする。具体的には、スポーツ施設の整備、スポーツイベントの開催、スポーツ指導者の育成などを実施し、成岩地区をスポーツの中心地とする。また、スポーツを通じて、地域の住民が交流し、絆を深めることを目指す。本趣意書は、成岩地区のスポーツ振興と地域の活性化のための基本的な考え方を示すものである。今後の検討と実施に向けて、関係機関や住民との連携を強化し、成岩スポーツタウンの実現を目指す。

平成25年

成岩地区スポーツ振興会

non profit organization

SoGo HARAWA SPORTS CLUB

クラブの沿革

年月日

1994 (H6) 成岩地区少年を育てる会設立

1995 (H7) 文部省指定「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」に指定される

1996 (H8) 成岩スポーツクラブ設立

1997 (H9) 成岩スポーツクラブ発足記念式典

1998 (H10) 地域の運動により、成岩地区が「スポーツのまち」に指定される

1999 (H11) リーグと共催で「成岩地区」を開催

2000 (H12) NPO法人成岩スポーツクラブの取組が全国模範となる。法務省指定「子どもいっしょ」ネットワーク事業「いっしょ」に指定される

2001 (H13) 社会体育協会の協力により、成岩地区が「スポーツのまち」に指定される

2002 (H14) 成岩地区学校・地域共同利用施設建設工事完了

2003 (H15) 法人認定「NPO法人成岩スポーツクラブ」誕生

2004 (H16) NPO法人成岩スポーツクラブ発足

2005 (H17) 成岩地区学校・地域共同利用施設完成

2006 (H18) 成岩地区学校・地域共同利用施設完成

2007 (H19) ソシオシステムをクラブの基盤として確立(ソーシャル・キャピタルの形成へ)

non profit organization

SoGo HARAWA SPORTS CLUB

クラブの沿革

クラブハウスの増設工事完了

2006年 (H18) 4月 文部科学省「スポーツコミュニティの形成促進事業」の認定を受ける

2007年 (H19) 7月22日 クラブハウス10周年記念式典を開催(成岩地区学校・地域共同利用施設完成)

2008年 (H20) 4月 スポーツ・健康スポーツ・スポーツ・健康スポーツの好循環推進プロジェクトにて全国で初の認定を受ける

2009年 (H21) 3月 クラブ設立20周年記念式典「スポーツの未来について」を開催(成岩地区学校・地域共同利用施設完成)

2010年 (H22) 7月 スポーツ・健康スポーツ・スポーツ・健康スポーツの好循環推進プロジェクトにて全国で初の認定を受ける

2011年 (H23) 3月 クラブ設立25周年記念式典、成岩地区学校・地域共同利用施設完成

2012年 (H24) 7月 子どもたちのキャリア形成支援のためキャリアサポートセンターを開設

2013年 (H25) 10月 経済産業省「学びと社会の連携促進事業」を実施し、「未来のフカツ」のあり方について検証実施

2014年 (H26) 4月 ソシオシステムをクラブの基盤として確立(成岩地区学校・地域共同利用施設完成)

2015年 (H27) 4月 「社会を明るくする運動」実施(成岩地区学校・地域共同利用施設完成)

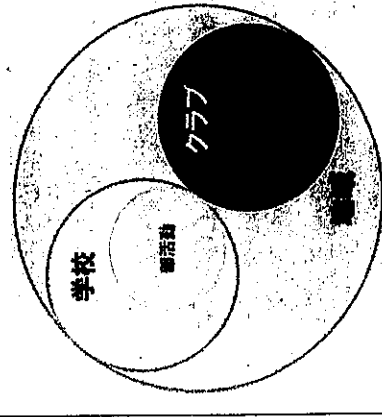
2016年 (H28) 7月 (成岩地区学校・地域共同利用施設完成)

non profit organization

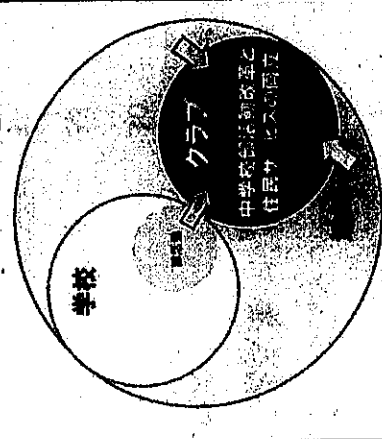
SoGo HARAWA SPORTS CLUB

学校の部活動から「街のフカツ」へ

学校の部活動



「街のフカツ」



「地域の子どもたちを地域ぐるみで育てる！」

コミュニティスクール・スポーツクラブ

non profit organization

SoGo HARAWA SPORTS CLUB

ソシオ成岩スポーツクラブの現況

- ミッション 「子どもたちを育む豊かな街づくり」
- 財政規模 10,002万円(2024年度決算)
 - 協賛会費収入等 2,571万円
 - 事業収入 6,108万円
 - 前期繰越金(期首準備資金) 1,322万円
- 正会員 10名
- 役員 理事4名(非常勤) 監事1名
- ソシオ 2,747名(内小中学生36パーセント)
- 常勤職員 4名(アスリートのセカンドキャリア含む)
- パート/アルバイト 12名
- 契約スタッフ 25名(スポーツ指導者)
- ボランティア 60名(クラブの資格規定により管理)
- 基盤エリア 半田市成岩中学校区(人口約21,000人)

non profit organization
SoCiO NARAWA SPORTS CLUB

ソシオ成岩スポーツクラブの現在

①多世代・多様目・多志向

- ・幼児から中学生までの12競技、一貫した活動の場
- ・ボランティアのほか、トップアスリートによる質の高い指導
- ・高齢者の健康づくり、小中学生のキャリア教育、世代を超えた居場所

②住民の参画

- ・60人のボランティアが毎週末、子どもたちの活動をサポート
- ・地域住民の13パーセントにあたる2,747人が協賛会員(ソシオ)
- ソシオが持ち寄る協賛会費(年間約2,500万円)の支え
- ・クラブで育った子どもたちが協賛者として帰ってくるという好循環を形成

③事業体としての自主経営

- ・2024年度実績 財政規模10,002万円
- ・常勤職員4名、パート等12名雇用

「街のブカツ」

non profit organization
SoCiO NARAWA SPORTS CLUB

30年前の話 来る「学校週5日制」の導入 ⇒学校のスリム化 ⇒開かれた学校づくり

ソシオ成岩スポーツクラブの取組
～生涯スポーツ環境としての「街のブカツ」へ～

non profit organization
SoCiO NARAWA SPORTS CLUB

「学校の働き方改革」

⇒休日の運動部活動の段階的な地域移行
(令和5年度から7年度目途に改革推進期間)

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)

そもそも、教育課程外である部活動の位置付けは、
学校教育なのか？

■社会教育法(社会教育の定義)
第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基き、
学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる
組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

⇕
■(現行)学習指導要領総則

「……特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われている部活動については、スポー
ツや文化、科学等に類しませ、(中略)、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られる
よう留意すること。」

non profit organization
SoCiO NARAWA SPORTS CLUB

ソシオ成岩スポーツクラブの特徴①

ソシオ(協賛会員)が支えるクラブ運営

地域住民の13%にあたる2,747名のソシオ
(協賛会員)が持ち寄る協賛会費が財政基盤

60名のボランティアアシスタント

全ての子どもたちの活動機会を保障する制度

恵まれない家庭へのクラブ扶助制度(2024年度(R6)20世帯)
(要保護・準要保護家庭に対する会費の全額扶助)

non profit organization
SoDo NARAWA SPORTS CLUB

10

ソシオ成岩スポーツクラブの特徴②

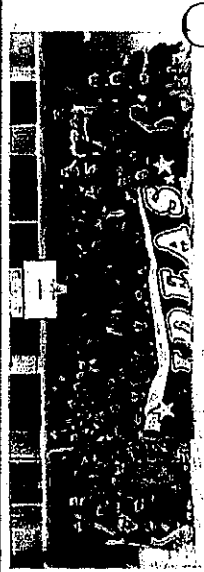
小中学生の多様なニーズに応える取組

中学校部活動にない種目も実施

・陸上、硬式テニス、チアリーディング、ホッケー

アスリートによる質の高いプログラムの実施

・バスケットボール、バレーボール、硬式テニス、
ホッケー、サッカー等

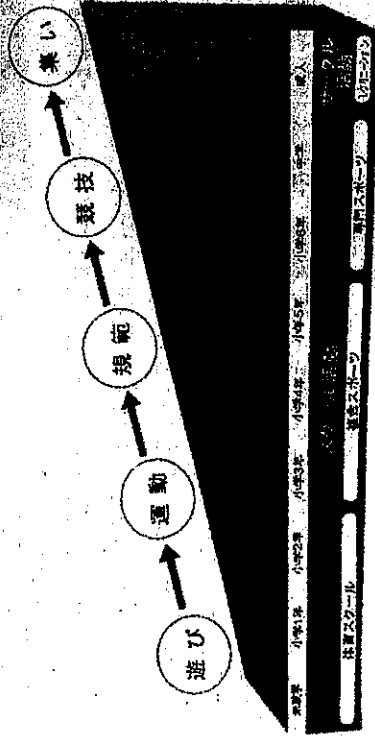


non profit organization
SoDo NARAWA SPORTS CLUB

11

ソシオ成岩スポーツクラブの特徴3

生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現



クラブで育った子どもたちが大人となり、
ソシオとして戻ってくるという循環が生まれつつある。

non profit organization
SoDo NARAWA SPORTS CLUB

12

ソシオ成岩スポーツクラブの特徴4

地域課題の解決を目的として子育て支援や 子どもたちのキャリア教育に関する取組

教育・子育て支援

・キャリアスクール

・キャリアサポートセンター

・サマースクール等

・体育スクール etc

クラブの

社会的価値の向上



non profit organization
SoDo NARAWA SPORTS CLUB

13

「総合型クラブ」の概念 ークラブの輪郭を描くー

【Key words】

共益性 ↔ 公益性

会員(会費) ↔ 参加者(参加費)

営利 ↔ 非営利(Non Profit Organization)

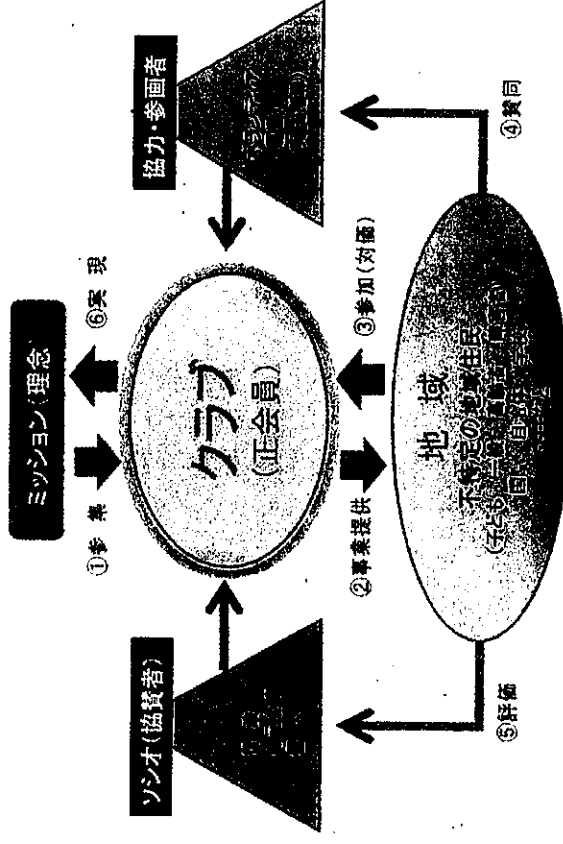
「総合型地域スポーツクラブ」とは

- ①多世代・多種目・多志向
- ②住民の参画
- ③事業体としての自主経営



いわゆる、同好者の共益的な「クラブ」ではなく、事業を営み(構成員外)に関し、公益的な事業体である。

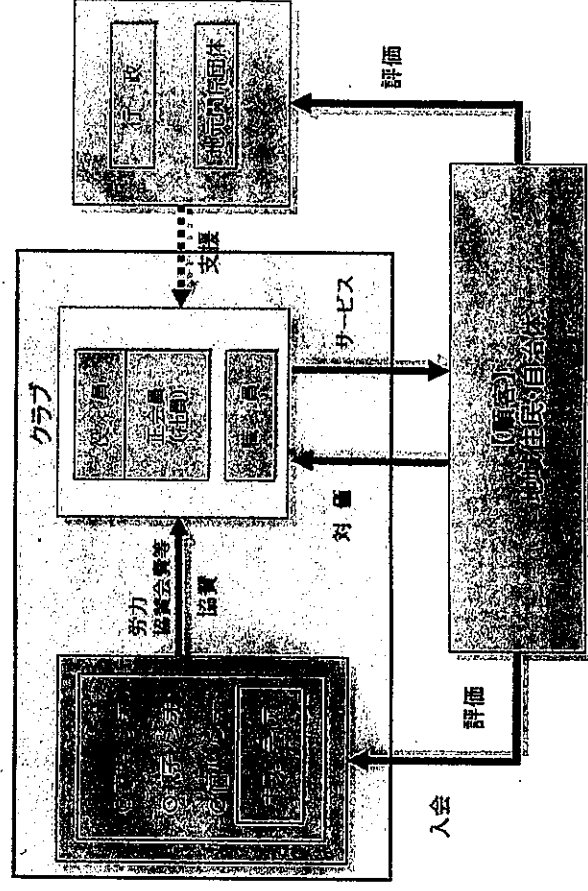
ソシオ成岩スポーツクラブのしくみ



non profit organization
SoGo NARAWA SPORTS CLUB

16

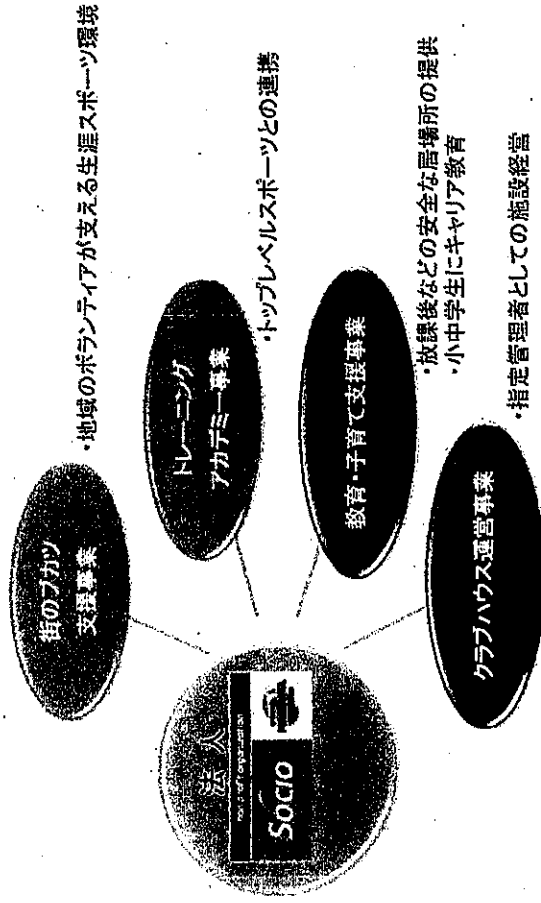
ソシオ成岩スポーツクラブのしくみ



non profit organization
SoGo NARAWA SPORTS CLUB

17

ソシオ成岩スポーツクラブの事業



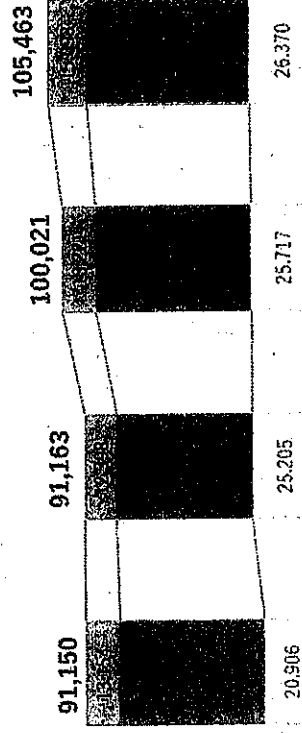
non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

18

年度収入規模の推移

年度収入推移 (単位:千円)

期首準備資金
事業収入
寄付・協賛収入

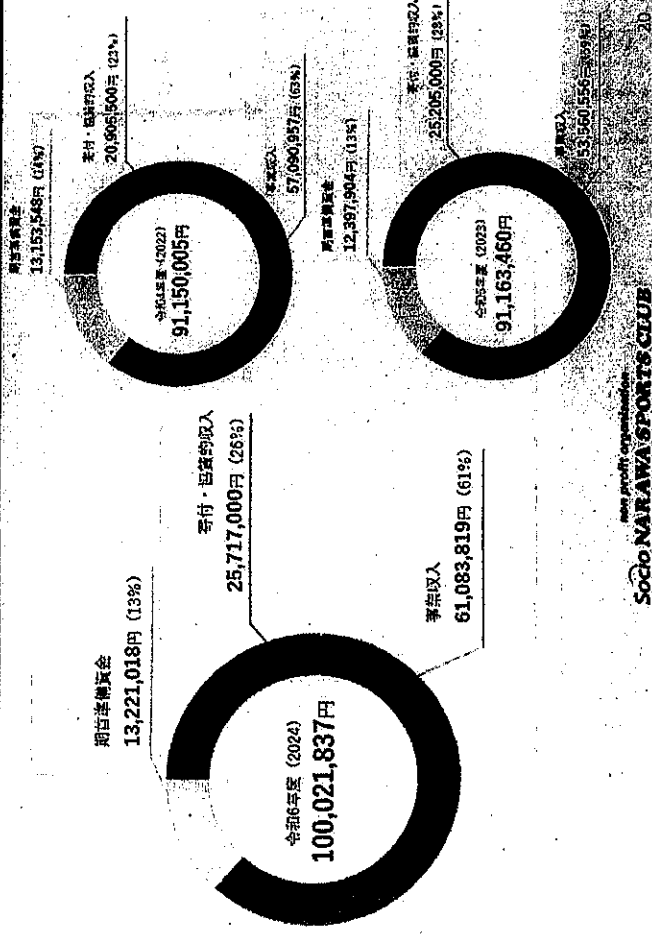


令和4年度 (2022) 令和5年度 (2023) 令和6年度 (2024) 令和7年度予定 (2025)

non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

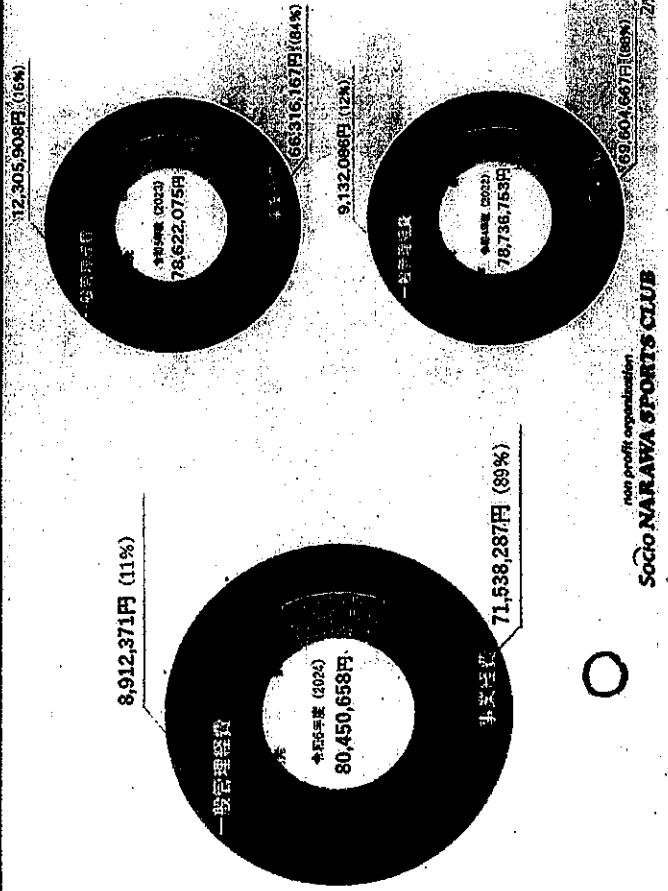
19

決算ハイライト (収入)



non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

決算ハイライト (支出)



non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

クラブハウス建設の経緯

- 1 クラブ設立を機にして地域からの要望により、中学校体育館の建て替えに際し、学校と地域との共同利用を前提としたクラブハウス(社会体育施設)を半田市が整備

半田市成岩地区総合型地域スポーツクラブハウス

(2003年12月竣工)



クラブが指定管理者

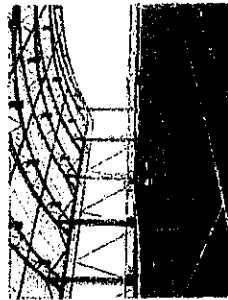
住民サービスの向上

施設利用者 147,312人(2024年度実績)

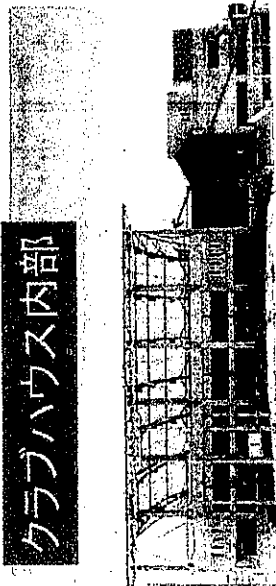
non profit organization
SOGO NARAWA SPORTS CLUB

25

クラブハウス内部

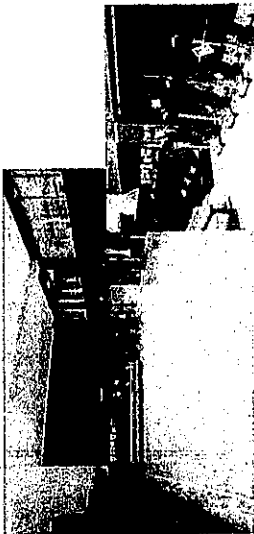


メインアリーナ(半地下)



スタジオ(半地下)

スカイアリーナ(屋上)



バス・ジャグジー

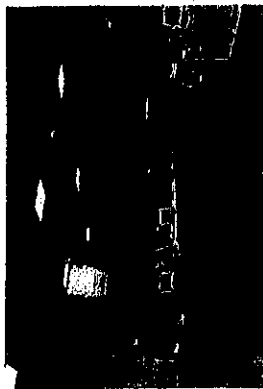
バス・ジャグジー

non profit organization
SOGO NARAWA SPORTS CLUB

27

利用時間 9:00~21:30

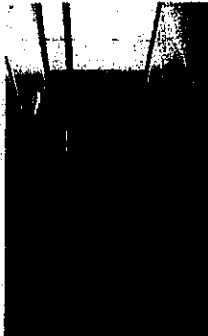
0543-21-1111



◆チェックインデスク



◆カフェスペース



◆和室



◆ロッカールーム

non profit organization
SOGO NARAWA SPORTS CLUB

28

利用時間 9:00~21:30

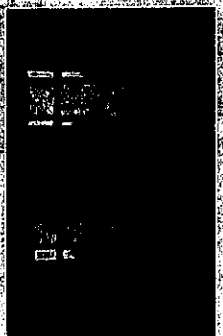
0543-21-1111



◆ラウンジ



◆会議室



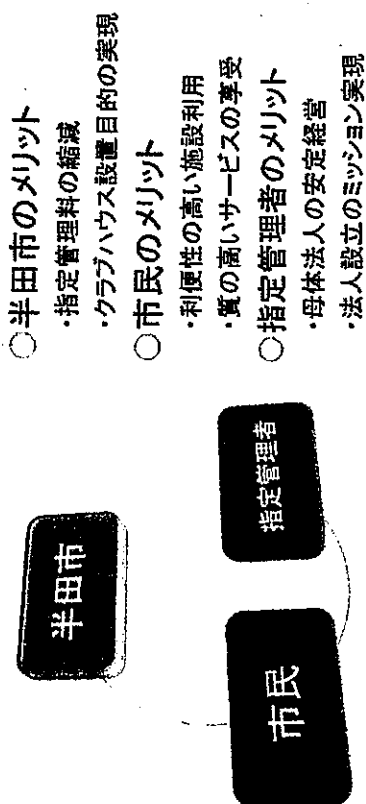
◆バス・ジャグジー

non profit organization
SOGO NARAWA SPORTS CLUB

29

・ 利用料金制の趣旨

「三方よし」の実現



non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

30

クラブハウス経営の基本方針

- ・ クラブハウス設置目的の達成
社会体育施設の運用方法の転換！



- 付加価値の高い住民サービスの提供が可能
- ☆年齢や性別等を問わないスポーツプログラムの実施☆
- ☆コミュニティスペースとしての活用☆
- ☆利用料金制度の効果的な運用☆

non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

31



NPO法人ソシオ成岩スポーツクラブ

〒475-0922 愛知県半田市昭和町3-8

Tel 0569-26-7771 Fax 0569-26-7773

E-mail: narawa@themis.ocn.ne.jp



non profit organization

Socio NARAWA SPORTS CLUB

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	☐ 調査研究費	☒ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費
	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費
備 考 (按分率等)	9,000円 令和7年度 両毛六市議員懇談会年会費等			

領 収 書

藤生 吉顕 様

¥ 5 , 0 0 0 -

ただし、令和7年度年会費として領収いたしました。

令和7年7月28日

両毛六市議員懇談会

会 長 近藤 芽衣

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙（白紙等）使用可。

領 収 書

藤生 吉顕 様

¥ 1 , 0 0 0 -

ただし、第 40 回両毛六市議員懇談会定期総会参加負担金として領収いたしました。

令和 7 年 7 月 2 8 日

両毛六市議員懇談会
会 長 近藤 芽衣

領 収 書

藤 生 吉 顕 様

¥ 2,000 -

ただし、両毛六市議会議長会議員研修会負担金として
上記金額を領収いたしました。

令和 8 年 1 月 8 日

両毛六市議会議長会会長
桐生市議会議長 人 見 武 典

領 収 書

藤生 吉頭 様

¥ 1 , 0 0 0 -

ただし、両毛六市議員懇談会研修会出席者負担金として領収いたしました。

令和8年1月26日

両毛六市議員懇談会

会 長 高木 きよし

領収書等貼付用紙

	支払金額
令和7年4月分	28,088
令和7年5月分	20,304
令和7年6月分	21,482
令和7年7月分	20,711
令和7年8月分	5,378
合 計	95,963

令和 8 年 3 月 16 日

群馬県みどり市笠懸町阿佐美1452-4
有限 森田石油
会社
TEL(0277)76-3444

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 広報費	☒ 広聴費
	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費
備 考 (按分率等)	電話でバス・路線バス回数券・タクシー代 15,500×30%=4,650 円			

領 収 書

令和 7年 12月 17日

藤生 吉頭 様

金 3,000 円也

・乗車運賃

として上記の金額を受け取りました

回数券代

赤城観光自動車株式会社

みどり市大間々町大間々616番地

TEL 0277-72-2717

領 収 証

No.9688

日付 '25年12月15日

車番 005104 000

基本運賃 ¥1700円

合計 ¥1700円

上記の通り領収致しました

消費税率 10パーセント

毎度ご乗車ありがとうございます

桐生朝日タクシー

群馬県桐生市相生町2-712

桐生(営) 0277-54-2420

殿塚(営) 0277-78-2125

タクシーのご利用は上記まで

またのご利用心よりお待ち申し上げます

登録番号

T2070001015798

領 収 書

令和 8年2月2日

藤生 よしあき 様

金 9000 円也

・乗車運賃

として上記の金額を受け取りました

・回数券代

赤城観光自動車株式会社

みどり市大間々町大間々616番地

TEL 0277-72-2717

藤生 吉頭 様

領 収 証

No.0178

日付 2026年02月18日

車番 000022 0000

基本運賃 ¥1,800円

合計 ¥1,800円

上記の様に領収致しました

消費税率 10%

毎度ご乗車ありがとうございます。

(株) 沼田屋タクシー

群馬県桐生市新宿3-4-45

桐生 0277-44-5242

大間々 0277-72-2219

岩宿 0277-76-5242

登録番号;

T7070001016420

(様式 4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☒ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費
備 考 (按分率等)	88,765 円 携帯電話・固定電話 295,886 円×30%
領収書別紙のとおり	

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙（白紙等）使用可。

発行会社 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 0800-333-0500
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒170 豊島区東池袋3-16-3
-0013 アーバンネット池袋ビル

8515A01040001-000039

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等 -6017

年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2025年 4月分	24,184円	2025年 4月 9日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2025年 5月分	22,477円	2025年 5月10日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2025年 6月分	11,633円	2025年 6月 9日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2025年 7月分	21,576円	2025年 7月 9日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2025年 8月分	9,819円	2025年 8月 7日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2025年 9月分	24,872円	2025年 9月 9日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2025年10月分	24,028円	2025年10月 9日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2025年11月分	23,652円	2025年11月 7日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2025年12月分	23,057円	2025年12月 9日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2026年 1月分	22,497円	2026年 1月10日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2026年 2月分	65,304円	2026年 2月 9日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2026年 3月分	22,787円	2026年 3月 9日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
合計	295,886円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2026年 3月20日
NTTファイナンス株式会
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費
	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☒ 資料作成費	☐ 資料購入費
備 考 (按分率等)	ファイル代 4, 048円			

2025年05月02日

領 収 書

一連No091578
領収No014115

藤生吉顕 様

¥3,905-

(但し ファイル として
正に領収致しました)

税抜金額
¥3,550-
消費税等
¥355-

印

収入印紙

文具・OA機器・ゴム印

マस्या文具

大間々町大間々891

電話:0277-72-1545

FAX:0277-72-0100

印刷面を内側に折って保管願います

2026年01月06日

領 収 書

一連No093086
領収No014436

藤生吉顕 様

¥143-

(但し ファイル として
正に領収致しました)

税抜金額
¥130-
消費税等
¥13-

印

収入印紙

文具・OA機器・ゴム印

マस्या文具店

大間々町大間々891

電話:0277-72-1545

FAX:0277-72-0100

印刷面を内側に折って保管願います

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙(白紙等)使用可。

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費
	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☒ 資料購入費
備 考 (按分率等)	27,700円 桐生タイムス購読料			

藤生 よしあき 様	馬スタ 領 収 書 収入印紙 ¥27,700 ↑内訳 (税抜金額) ¥25,649 ↓ (消費税額) ¥2,051 桐生タイムス購読料 但し 2025年4月～2026年3月分 登録番号T3-0700-0101-5830 上記の通り領収いたしました 2026 年 2 月 18 株式会社 桐生タイムス 桐生市東4丁目5番21号 電話(代表)(46)2511番
---------------------	--

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙（白紙等）使用可。